

農林水産商工委員会資料

(農林水産部所管分)

■ 報告事項

- | | |
|--------------------|---------|
| ①高温・少雨の影響と対応状況について | … P1～P2 |
| ②省力化投資支援事業について | … P3 |
| ③ツキノワグマの緊急銃猟について | … P4 |

令和7年8月21日
農林水産部

高温・少雨の影響と対応状況について

1. 生育等の状況

- ・ 水稻 一部のほ場で葉枯れや枯死等が発生
全体としては大きな影響は見られない
- ・ 果樹 柿の品質低下（出雲市、浜田市）
- ・ 畜産 出荷（輸送）途中の肉用牛の死亡（海士町→東京）
- ・ 林業 乾燥により一部の造林地で植生木に枯れが発生（雲南市、奥出雲町）
- ・ 水産 一部の河川でアユのへい死（江の川水系、斐伊川水系）

2. 今後想定される影響

- ・ 水稻 収量減少、品質低下（乳白粒等）、倒伏、
害虫被害の拡大（カメムシ類）
- ・ 果樹 梨、柿の収量減少（肥大不良）、品質低下（日焼け等）
- ・ 野菜 秋冬野菜（キャベツ等）の定植遅延、活着不良
- ・ 畜産 家畜の体調不良、死亡事故

3. 対応状況

- （1）県農業普及員、林業普及員による対策の指導
- （2）被害防止対策に関する通知の発出
（7/1、7/10、8/7 市町村、J A向け）
（7/3 島根県森林組合連合会、森林組合、林業種苗協同組合、J A向け）
- （3）相談窓口の開設（8/1）及び相談の対応
（県本庁、隠岐支庁農林水産局、各農林水産振興センター）
- （4）農業用水確保に関する支援制度の周知（8/1、8/4、8/7）
（市町村、土地改良区、多面的機能支払の活動組織等）
- （5）農業用水確保の予備費の活用及び支援対象の追加（8/5）
 - ・ 事業名：県単農地有効利用支援整備事業
 - ・ 予算額（予備費充当）
 - ①予 備 費：25,000 千円（事業費：50,000 千円）
 - ②R 7 当初予算： 5,000 千円（事業費：10,000 千円）
 - 合 計 30,000 千円（事業費：60,000 千円）
- （6）上記（2）、（3）、（4）、（5）をまとめたホームページの開設（8/1～）
- （7）アユのへい死原因の調査を実施（7/30、8/4）

4. 農業用水確保への支援

(1) 支援の内容

水利組合や農業者等が行う仮設ポンプの設置や散水車での用水運搬等による農業用水確保の取組

(2) 支援制度

- ① 市町の実施する農業用水確保の支援事業（県単独事業を活用）
- ② 日本型直接支払交付金（多面的機能、中山間直払）の活用

<参考> 実施中及び今後の対策（県・生産者）

	実施済み・実施中の指導・対策	今後実施予定の対策
共通	県ＨＰで、相談窓口、各種制度や技術対策を周知	継続
	各種研修会やケーブルＴＶ等で、熱中症予防の啓発	熱中症対策として、講習会でのチラシ配布、広報誌へ注意喚起の記事掲載
水稻	生育段階に応じた適切な水管理の徹底（時期によっては、走り水や飽水管理）	継続
	ポンプアップの呼びかけ	
	畦や落水口からの漏水防止	
	病虫害（イネカメムシ等）の防除	
露地野菜	育苗時の遮光資材の使用、適期かん水	定植時のうね間かん水（キャベツ）
施設野菜	ハウスへの遮熱資材塗布、遮光ネット被覆	継続
	循環扇の使用	
果樹	日焼け対策としてカサかけ（ぶどう）	出荷基準に達したものは早めに収穫
畜産	扇風機、ミスト機、換気扇の活用	継続
	飲水設備の点検	

省力化投資支援事業について

1. 事業内容

慢性的な人手不足へ対応していくため、県内の農林水産事業者が実施する、省力化に向けた設備投資に要する経費の一部を支援する。

業 種	農業	林業	水産業
補助対象者	以下のいずれかを満たす農林水産事業者 ・求人活動を実施したが、充足に至っていないこと ・人手不足の状態であることが認められること		
	農業者 農業者の組織する団体 (集落営農含む)	林業事業体 苗木生産者 木材流通加工業者	沿岸自営漁業者 企業的漁業者 意欲ある地域・グループ
補助対象経費	作業等の省力化に必要となる機械・設備の導入経費		
	リモコン草刈機 農薬・肥料散布ドローン 自動かん水・施肥システム 餌寄せロボット 等	自走式搬器 GPS 測量器 資材運搬用ドローン 製品自動積上げ機 等	クレーン ボイル機 高圧洗浄機 等
補助要件	単位（面積・頭・材積・本数・作業数量等）あたりの労働時間が 3 % 以上減少する計画を策定すること		
補助率・補助上限	補助率：1/3 補助上限：1,500 千円		
予算額	135,000 千円	30,000 千円	30,000 千円

2. 申請状況（8 月 18 日時点）

	件数	申請額(千円)	執行率	主な申請機器・設備
農 業	120	118,489	87%	GPS 田植機、農薬・肥料散布ドローン、GPS トラクター
林 業	22	10,636	35%	測量用等ドローン、レーザー計測器、フォークリフト
水産業	<u>1</u>	<u>705</u>	<u>2%</u>	イワガキ高圧洗浄機

3. 今後の対応

- 水産事業者等からの要望を踏まえて補助対象の機械・設備を追加し、再公募
ベルトコンベヤー、自動選別機、蓄養水槽等
- 農業及び林業分野については、随時公募を行う。

ツキノワグマの緊急銃猟について

1 緊急銃猟制度の創設

(1) 概要

人の日常生活圏にツキノワグマ等が出没した場合、以下の4つの条件の全てを満たしたときに、市町村長の判断により銃器を使用した捕獲等（「緊急銃猟」）を可能とする「改正鳥獣保護管理法（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）」が本年9月1日に施行

【緊急銃猟を実施するための4つの条件】

- ① クマ等が人の日常生活圏に侵入していること
- ② 人命又は身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること
- ③ 銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること
- ④ 住民や第三者に銃猟による危害を及ぼす恐れがないこと

(2) 実施方法

- ・市町村長は、市町村職員に指示、又は職員以外の者に委託して実施
- ・地域住民の安全確保のため、必要に応じ、市町村長は通行制限、避難指示を実施
- ・市町村長は、都道府県知事に応援要請が可能
- ・緊急銃猟の実施に伴う損失（物損）については、市町村長が補償（保険対応等）

2 ツキノワグマの緊急銃猟施行に係る県の対応

- ・引き続き、市町と連携してツキノワグマ対応に当たるとともに、市町における緊急銃猟の事前準備及び実施を支援

(1) 市町の事前準備に対する支援

事前準備事項 (国の緊急銃猟ガイドラインより)	県の支援
対応マニュアルの作成	・対応マニュアル例の作成・提供
必要な人員・関係者の協力体制の確保	・捕獲者（射手）要件を満たす候補の情報提供 【要件】大型獣の銃器での捕獲等に関する知識と経験があり、射撃練習も定期的に行っている人材 ・緊急銃猟関係機関への協力依頼 (一社) 島根県猟友会、県警察本部、道路管理者 等
机上及び実地訓練・研修等の実施	・研修等の実施
備品の確保（ヘルメット、盾、クマ撃退スプレー、無線機、ビデオカメラ等）	・国の指定管理鳥獣対策事業交付金による財政支援（国1/2、県1/4、市町1/4）
保険の加入（物損の損失補償）	

(2) 市町の緊急銃猟実施に対する支援

市町からの応援要請への対応

【緊急銃猟ガイドラインにおける例示】

- ・住民避難の呼びかけ（車の運転含む）、指揮命令を発する際の技術的助言 等